

平成 30 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社セキチュー  
代表者名 代表取締役社長 関口 忠弘  
( J A S D A Q ・ コード 9976 )  
問合せ先 執行役員管理部長 霜鳥 守雅  
( TEL. 027-345-1111 )

## 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 17 日開催予定の第 67 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 8 月 21 日

##### (4) 変更の条件

本株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、当

社株式について2株を1株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成30年8月21日をもって、同年8月20日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式2株につき1株の割合で併合いたします。

③ 効力発生日における発行可能株式総数

12,500,000株（併合前：25,000,000株）

株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少します

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年2月20日現在）	11,172,300株
併合により減少する株式数	5,586,150株
併合後の発行済株式総数	5,586,150株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年2月20日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	580名（100.00%）	11,172,300株（100.00%）
2株未満	59名（10.17%）	59株（0.00%）
2株以上	521名（89.83%）	11,172,241株（100.00%）

(注)上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主様59名（所有株式数の合計59株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

①当社の公告方法について、効率的かつ経済的な公告方法である電子公告を採用することとし、併せて事故その他やむを得ない事由で電子公告によることができない場合の予備的な措置を定めるため、現行定款第4条（公告方法）を変更するものであります。

②本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに（変更案第7条）、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の25,000,000株から12,500,000株に減少させるものであります（変更案第5条）。

なお、本変更につきましては、平成30年8月21日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

#### (2) 定款変更の内容

当社の定款は、本株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年8月21日をもって以下のとおり変更致します。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（公告方法）</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 総 則</p> <p>（公告方法）</p> <p>第4条 当社の公告は<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>25,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,500,000株</u>とする。</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
	<p>附 則</p> <p>第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更は、平成30年8月21日をもって効力を生じるものとし、効力発生日経過後をもって本附則を削除する。</p>

#### 4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 3 月 28 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 5 月 17 日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合、および定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 8 月 21 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 30 年 8 月 21 日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年 8 月 16 日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（併合後の 100 株）にて行われることとなります。

## 【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

### Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2 株を 1 株に併合いたします。

### Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（2 株を 1 株にする併合）を実施いたします。

### Q 3. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 30 年 8 月 20 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3000 株	3 個	1500 株	15 個	なし
例②	1423 株	1 個	711 株	7 個	0.5 株
例③	420 株	なし	210 株	2 個	なし
例④	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、④のような場合）は、全ての端数株式を自己株式として当社が一括して買取り、その買取代金の合計額を各株主様の端数株式の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は、平成 30 年 11 月頃にお送りすることを予定しております。

また効力発生前のご所有株式が 2 株未満の場合（上記の例④のような場合）は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A 4. 事前のお手続きについては、特段の必要はございません。

なお、上記Q 3に記載のとおり、2株未満の株式については、株式併合により端数株式となります。端数株式の取扱いはQ 3に記載のとおりですが、効力発生前のご所有株式数が2株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。

効力発生前に、「単元未満株式の買取り」（平成30年8月15日まで）制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または末尾記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は2分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は2倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の2倍となります。

Q 6. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しませんか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

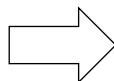
平成30年8月16日～8月20日（予定）	単元未満株式の買取り停止
平成30年8月15日（予定）	1000株単位での売買最終日
平成30年8月16日（予定）	100株単位での売買開始日
平成30年8月21日（予定）	株式併合および単元株式数変更の効力発生
平成30年9月下旬（予定）	端数株式の買取り
平成30年11月下旬（予定）	端数株式買取り代金のお支払い

Q 8. 優待制度の贈呈基準はどうなりますか。

A 8. 株式併合に伴い、株主優待の贈呈基準は次のとおり変更となります。

- ・セキチュー商品券 3,000 円分
- ・洗剤セット 3,000 円相当
- ・自社商品 3,000 円相当

効力発生前
所有株式数
1,000 株以上



効力発生後
所有株式数
500 株以上

**【お問い合わせ先】**

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人にお問い合わせください。

**※当社株主名簿管理人**

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

住 所 東京都府中市日鋼町 1-1

電 話 0120-232-711 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以 上